

宿 泊 約 款

(適用範囲)

- 第 1 条 1 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(宿泊契約の申込み)

- 第 2 条 1 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- ① 宿泊者名
 - ② 宿泊日及び宿泊人数
 - ③ 宿泊料金
 - ④ その他、当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立)

- 第 3 条 1 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までにお支払い頂くことがあります。
- 3 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 1 8 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順で充当し、残額があれば第 1 2 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第 2 項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払い頂けない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第 4 条 1 前条第 2 項規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第 5 条 1 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- ① 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - ② 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - ③ 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - ④ 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - ⑤ 宿泊に関し合理的な範囲をこえる負担を求められたとき。
 - ⑥ 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
 - ⑦ 神奈川県旅館業法施行条例第 4 条の規定に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

- 第 6 条 1 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により、当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第 2 に掲げるところによる違約金を申し受けます。ただし、当館が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 3 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

- 第 7 条 1 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- ① 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - ② 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - ③ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - ④ 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - ⑤ 神奈川県旅館業法施行条例第 4 条の規定する場合に該当するとき。
 - ⑥ 寝室での寝たばこ、消防設備等に対するいたずら、その他、当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
- 2 当館が、前項の規定に基づいて宿泊を解除したときは、宿泊客がはまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

- 第 8 条 1 宿泊客は宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- ① 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所、及び職業
 - ② 外国人においては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月
 - ③ 出発日及び出発予定時刻
 - ④ その他、当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第 9 条 1 宿泊客が、当館の客室を使用できる時間は午後 3 時から翌朝 10 時までとします。
ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き終日使用することができます。
- 2 当館は前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応ずることがあります。
この場合には、超過 1 時間につき、室料 2000 円の追加料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

- 第 10 条 1 宿泊客は、当館内においては、当館の定めた利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

- 第 11 条 1 当館の主な施設等の営業時間は次ぎの通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けのパンフレット各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。
- ① フロント、キャッシャー等のサービス時間
 - イ 門限 午前 0 時
 - ロ フロントサービス 午前 7 時 00 分～午後 9 時 30 分
 - ② 飲食等（施設）サービス時間
 - イ 朝食 午前 8 時 00 分～
 - ハ 夕食 午後 6 時 00 分～
 - ニ その他の飲食等
- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には、臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

- 第 12 条 1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当館が、宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

- 第 13 条 1 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、その限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

- 第 14 条 1 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客